

治 癒 報 告 書

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

印

下記の疾患で、平成 年 月 日から療養中のところ現在軽快し、

(医療機関名もしくは医師名)の診断により

平成 年 月 日から登校を許可されましたので報告いたします。

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間または処置、注意事項
	インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(※)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで(※)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し(※)、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで(※)
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性角結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎 <small>ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症</small>	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで
	带状疱疹	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症()	

(※)「発症・発現・解熱・消退した後〇日を経過」⇒発症などした当日は0日とし、翌日から1日、2日・・・と数えること。

(家庭→担任→保健室)

保護者の方が責任を持ってご記入ください。医療機関で記入していただく必要はありません。